

(平成27年2月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から同年9月まで

私が60歳になる少し前に、社会保険事務所（当時）に出向き私の年金記録を確認してもらったところ、昭和45年4月から46年3月までの期間が未納とされていた。

その昭和45年4月から46年3月までの期間の未納記録については、当該期間の国民年金保険料を47年12月20日に一括納付した領収証書を私が持っていたので、「国民年金保険料納付記録の照会申出書」に当該領収証書の写しを添付して社会保険事務所に提出したところ、そのうちの45年10月から46年3月までの期間は納付済期間として訂正されたが、申立期間については、時効後の納付であるとして保険料を還付する旨通知された。

しかし、昭和45年度の国民年金保険料は、私が持っている領収証書により納付が明らかであり、昭和47年12月20日に納付した申立期間の保険料を今になって時効により納付が認められないと言われても納付できないので、還付請求を行わなかった。

申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料を47年12月20日に納付した納付書・領収証書を所持しているところ、当該期間のうち、45年10月から46年3月までの期間については、平成21年11月5日に納付済期間に訂正されるまでは未納期間とされており、行政機関側において記録管理の不備があったことがうかがえる。

ところで、申立期間に当たる昭和45年4月から同年9月までの国民年金保険料については、前述の納付書・領収証書により納付されたことが確認できる

が、当該納付日において、申立期間は時効により納付できない期間であるため、当該期間の保険料は還付されることとなる。

しかしながら、申立期間に係る国民年金保険料について、オンライン記録によると、平成21年11月9日に還付決議が行われており、当該期間の保険料が長期間にわたり国庫歳入金として取り扱われていたことは明らかであることから、申立人の年金受給に対する期待と信頼は尊重されるべきものであり、時効により保険料を納付できないことを理由として、申立期間に係る保険料の納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15245

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成18年1月31日は25万4,000円、同年7月5日は38万1,000円、同年12月5日は10万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年1月31日
② 平成18年7月5日
③ 平成18年12月5日

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届いたことにより、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写し、元従業員から提出された賞与支払明細書及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の預金通帳の写しの振込額及び前述の賞与支払明細書の厚生年金保険料控除の状況から判断すると、平成18年1月31日は25万4,000円、同年7月5日は38万1,000円、同年12月5日は10万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答を得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び

周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月30日から同年7月1日まで

「第三者委員会によるあっせん事案における同僚への記録確認」の通知により、A社及び同社の関連会社であるB社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間も継続して勤務しており、事業主により申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の事業主の回答及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の事業主は、「申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日について、誤って雇用保険の離職日と同じ日を社会保険事務所（当時）に届け出た。申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かについて、個別には記憶していないが、申立期間当時も給与事務は私が行っており、A社からB社に移籍した従業員の平成6年6月の厚生年金保険料は控除していたと思う。」旨回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年

5月の社会保険事務所の記録から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、A社の事業主が「社会保険事務所に対し、申立人の資格喪失日を誤って届け出た。」旨回答している上、事業主が申立人の資格喪失日を平成6年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年8月25日は14万3,000円、16年2月25日は15万5,000円、同年8月25日は8万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かは明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月
② 平成16年2月
③ 平成16年8月

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③に係る賞与の記録が無いことが分かった。

当該期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書及び平成20年にA社から提出された元従業員に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①は14万3,000円、申立期間②は15万5,000円、申立期間③は8万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賞与の支給日については、前述の賃金台帳に記されている支給日から、申立期間①は平成15年8月25日、申立期間②は16年2月25日、申立期間③は同年8月25日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、A社は、平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表清算人は、申立期間当時の貸金台帳は無く、事情は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和24年8月30日）及び資格取得日（昭和24年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月30日から同年11月1日まで

私は、昭和24年3月から26年5月まで、A社に継続して勤務したが、社長とB県へ出張した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。納得できないので、調査の上、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、A社において、昭和24年8月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年11月1日に再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の回答により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、前述の同僚のうち、申立人と一緒にB県に出張したと回答のあった同僚は、「私と申立人以外にも、詳しい時期は覚えていないが、B県に出張した者は複数いた。申立人はB県でもC県と同じ業務を行っていた。私の申立期間の給料から厚生年金保険料が控除されていたことから、申立人も当該期間の保険料は控除されていたと思う。」と回答しており、当該同僚は申立期間も厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、前述の申立人と一緒にB県に出張したと回答のあった同僚が、申立

期間中にB県に出張したと記憶する同僚についても、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和24年7月及び同年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、確認することができないものの、事業主から、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15249

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年4月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年8月14日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年9月頃から20年8月14日まで
② 昭和21年1月頃から23年3月頃まで
③ 昭和25年1月1日から29年1月1日まで

申立期間①については、国民学校在学中の昭和19年9月頃から、勤労働員により、A社において勤務し、20年3月に国民学校を卒業し、その後の同年9月1日に軍隊予科練習生として入隊予定であったため、入隊予定日の直前（昭和20年8月13日）まで勤務した。

申立期間②については、昭和21年1月頃から23年3月頃までの期間、B社に勤務したものの、申立期間に係る年金記録が無い。なお、同社は、通称C事業所と呼ばれており、D業務を行う事業所であったが、D業務以外にE業務も行っていたと記憶している。

申立期間③については、昭和23年4月から28年12月までの期間、F社に勤務したにもかかわらず、25年1月以降の年金記録が無い。

なお、同社に勤務した期間の途中、G市H区（当時）のI社に勤務し、その後は退職するまでF社及びJ社に勤務したと記憶している。

申立期間①から③までについて、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和20年4月16日から同年8月14日までの期間に

ついて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿兼被保険者名簿（以下「払出簿」という。）及び申立人に係る厚生年金保険被保険者臺帳（旧台帳）によると、A社において、同年4月16日に被保険者資格を取得しているものの、資格喪失日が記載されておらず、オンライン記録において、基礎年金番号に統合されていない被保険者記録が確認できる。

また、A社に係る払出簿及び旧台帳により、申立人が記憶する同僚の記録が確認できるとともに、申立人は、「昭和20年9月1日に軍隊予科練習生として入隊予定であったため、A社には入隊予定日直前の同年8月13日まで勤務した。」と陳述しているところ、申立人から提出された昭和20年7月12日付けのG市K区長からの通知書により、「新入団先L組織、入団期日昭和20年9月1日」との記載が確認できることから、当該被保険者記録は申立人の記録と判断することができ、申立人は、申立期間①のうち、同年4月16日から同年8月13日までの期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る払出簿及び旧台帳により、申立人と同様、昭和5年度生まれの男性19人のうち、13人は昭和20年4月1日に、6人は同年4月16日に被保険者資格を取得していることが確認できるものの、当該19人のうち17人については、申立人同様、資格喪失日が記載されていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年4月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における被保険者資格の喪失日は同年8月14日とすることが妥当である。

なお、申立期間①のうち、昭和20年4月16日から同年8月14日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の旧台帳の記録から40円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和19年9月頃から20年4月15日までの期間について、申立人は、「国民学校在学中の昭和19年9月頃から、勤労働員により、A社において勤務を開始した。」と陳述している。

しかしながら、昭和19年9月から20年3月までの期間については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、原則として、学徒動員は労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者から除外される取扱いとされており、A社に係る払出簿により、同社において、申立人と同様、昭和5年度生まれの男性19人のうち13人は昭和20年4月1日に、6人は同年4月16日にそれぞれ被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社においても、勤労働員学徒を被保険者として取り扱っていなかったことがうかがえる。

2 申立期間②について、申立人は、「昭和 21 年 1 月頃から 23 年 3 月頃までの期間、B 社に勤務した。」と主張している。

しかしながら、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 22 年 11 月 1 日であり、申立期間②のうち、同日以前は適用事業所となる前の期間である。

また、B 社は、既に解散している上、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶する同僚は既に亡くなっている上、B 社に係る被保険者名簿により、申立期間②において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、既に死亡又は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態について陳述を得ることができない。

加えて、B 社に係る被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 22 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得している者は 15 人確認できるが、申立人の氏名を確認することはできない上、健康保険整理番号に欠番も無い。

3 申立期間③について、申立人は、「F 社に勤務したが、同社に勤務した期間の途中で G 市 H 区の I 社に勤務し、その後は退職するまで F 社及び J 社に勤務した。」と主張している。

しかしながら、F 社に係る被保険者名簿により、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の記載は確認できないものの、同社における従業員の厚生年金保険被保険者資格喪失日を確認すると、昭和 24 年 12 月 1 日が 2 人、申立人と同日の 25 年 1 月 1 日が 1 人及び同年 4 月 1 日が 9 人であり、申立期間③のうち、同日以降について被保険者資格を有している者を確認することができない。

また、F 社の当時の事業主は既に死亡している上、当該事業主の息子は、「申立人の具体的な勤務期間は分からない。」と陳述しており、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立期間③において厚生年金保険被保険者記録が確認できる 9 人のうち、連絡先が判明した 2 人に照会したところ、回答があった 1 人は、「申立人がいつまで勤務していたのか分からない。」と陳述しており、申立人の申立期間③に係る勤務実態について陳述を得ることができない。

加えて、申立人は、「申立期間③に J 社にも勤務した。」と陳述しているところ、J 社に係る被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 25 年 4 月 1 日に、F 社において同日に資格喪失した 7 人とほかに 8 人が被保険者資格を取得していることが確認できるが、当該 15

人の中に、申立人の氏名を確認することはできず、健康保険整理番号に欠番も無い上、申立期間③に被保険者資格の確認できる63人のうち、連絡先が判明した14人に照会したところ、9人から回答があり、そのうち経理担当者1人を含む8人は、「申立人のことを知らない。」と陳述し、残る1人は、「申立人のことは知っているが、申立人は別の場所で勤務していたのではないか。」と陳述していることから、申立人の同社における勤務実態について確認することができない。

4 このほか、申立人が申立期間①のうち、昭和19年9月頃から20年4月15日までの期間、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和19年9月頃から20年4月15日までの期間、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（京都）国民年金 事案 6847

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から平成4年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和24年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和58年5月から平成4年1月まで

私は、夫の会社退職に伴いA県B町に転居した昭和58年5月頃に、同町役場において国民健康保険の加入手続を行った際、窓口担当者から、国民健康保険と国民年金はセットであると言われたので、国民年金に加入した。

申立期間に係る国民年金保険料は、当初、C組織の集金人に納付していた。その後、夫が厚生年金保険の適用事業所に勤務してからも、私は、厚生年金保険被保険者の配偶者が国民年金保険料を納付する必要は無いことを知っていたが、私には所得があったので関係ないと思い、引き続き保険料を納付した。

また、同じ町内で転居した昭和63年頃、C組織で国民年金保険料の集金を担当していた人に、集金による保険料の納付はできなくなると聞き、転居後は町役場及び金融機関で保険料を納付した。

申立期間に係る国民年金の納付記録が無いということは納付できず、昭和61年4月から平成3年10月までの第3号被保険者と記録されている期間に納付した国民年金保険料は返してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和58年5月から61年3月までの期間について、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、B町の「年金記号番号台帳（新規分）」によると、申立人の手帳記号番号は、同年4月30日に払い出されていることから、申立人に係る国民年金の加入手続は当該払出しの頃に行われたものと考えられ、このことと58年5月頃に国民年金に加入したとする主張とは符合しない。

また、申立人に係るB町の国民年金被保険者名簿において、最初の資格取得年月日は昭和61年4月1日と記されており、それ以前の資格記録が見当たらないことから、58年5月から61年3月までの期間は、国民年金に未加入の期間であり国民年金保険料を納付することはできず、当該資格記録は、国の記録と一致するほか、申立人が所持する年金手帳の「初めて国民年金の被保険者となった日」の欄に同年4月1日と記されていることとも符合している。

さらに、申立期間のうち、昭和61年4月から平成3年10月までの期間について、申立人に係るB町の国民年金被保険者名簿によると、当該期間は第3号被保険者期間となっているところ、第3号被保険者は、制度上、国民年金保険料を納付する必要が無いことから、同町が申立人に対して当該期間に係る保険料の納付を求めることは無かったものと考えられる。

加えて、申立期間のうち、平成3年11月から4年1月までの期間について、申立人に係るオンライン記録によると、当該期間に係る第1号被保険者としての資格は、25年10月18日付け事務処理により、第3号被保険者から種別訂正されたものであることから、前述の事情と同様、B町が、当該期間当時において第3号被保険者とされていた申立人に対して、当該期間に係る国民年金保険料の納付を求めることは無かったものと考えられる上、当該被保険者種別の訂正時点において、当該期間に係る保険料は既に時効により納付することができない。

このほか、上記とは別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（和歌山）厚生年金 事案 15250

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しを見ると、申立人が主張する平成 16 年 7 月 23 日にA社からの入金を確認できる。

しかしながら、A社は、平成 21 年に解散し、23 年に清算終了している上、同社の元代表清算人は、「現存する資料では、申立人の申立期間に係る賞与の支給状況及び厚生年金保険料控除額について確認できない。」旨回答しており、当該入金が賞与であるか否かを確認することができない。

また、平成 20 年にA社から提出された複数の元従業員に係る賃金台帳を見ると、申立期間に賞与が支給されている者は見当たらない。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合から提出された申立人に係る加入記録において、申立期間に係る賞与の記録は無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から32年5月1日まで

私は、申立期間において、A社（現在は、B社）にC業務を管理するD職として勤務したが、当該期間の厚生年金保険加入記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、期間は特定できないものの、A社に勤務していた可能性がある。

しかし、B社は、「申立期間当時の資料は保管していない。」と回答している上、当時の事業主は所在不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に被保険者記録が確認でき、所在の判明した5人の同僚に照会したが、前述の元同僚以外の4人は申立人を記憶していない上、前述の同僚も、「申立人の厚生年金保険加入状況については分からない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について陳述を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、申立期間の健康保険整理番号に欠番は見当たらない上、訂正等の不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15252

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月1日から26年3月1日まで

父は、A社（現在は、B社）C工場において、申立期間についても継続して勤務し、D業務をしていたと聞いていたのに、年金記録によると、当該期間の厚生年金保険加入記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の息子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る従業員名簿、E健康保険組合の回答及び雇用保険被保険者記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和25年10月2日から26年3月1日までの期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社から提出された申立人に係る退職者整理簿により、申立人は、A社を申立期間前に一旦退職していることが確認できる上、B社は、「申立人が当該退職後から昭和25年10月1日までの期間について、A社に在籍したと考えられる資料は無く、当該期間の勤務実態も無い。また、同年10月2日から26年3月1日までの期間については、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したかどうか、申立てどおりの届出をしたかどうか、雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格取得日が相違していることなどについては、資料が残っており、不明である。」旨回答している。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間及びその前後の期間において厚生年金保険被保険者記録が確認でき、所在が判明した18人（申立人の息子から提出された香典帳に記載が有る者を含む。）に照会したところ、回答のあった14人とも、申立人を記憶していない上、申立人の息子が

申立人の申立期間の継続勤務を聞かせてくれた旨陳述している申立人のいとは、「申立人が途中退職したとは聞いておらず、申立期間も継続勤務していたはずであるが、私が申立人と同居したのは、昭和26年4月からであり、同居前の申立人の所属部署や同僚の名前などは分からない。」旨陳述していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態について陳述を得ることができない。

さらに、申立人と同様、昭和26年3月1日に、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得している元同僚のうち、雇用保険被保険者記録が確認できる6人について、厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日を比較すると、当該6人とも、厚生年金保険の資格取得日は、雇用保険の資格取得日より、約5か月から8か月間遅いことが確認できることから、同社は、申立人が再度資格を取得した当時、必ずしも全従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15253

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 1 日から 11 年 2 月 28 日まで
A社における申立期間の標準報酬月額は、実際の給与支給額よりも低く記録されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 10 年分の源泉徴収票及び申立人の A 社における雇用保険給付記録の離職時賃金日額から判断すると、申立人の同社における報酬月額は、申立期間の一部期間についてオンライン記録の標準報酬月額を上回っていたことがうかがえる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、前述の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料、健康保険料及び当該源泉徴収票に記載されている支払金額に基づき試算した雇用保険料の合計額とおおむね符合している。

また、A社は、「申立人の申立期間に係る給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保管していない。」旨回答している上、申立人の申立期間の住所地を管轄する B 税務署及び C 市に、申立人に係る申立期間当時の税務関係資料の提出を依頼したが、同税務署及び同市は、「当該資料については、保存期限が経過しているため保管していない。」旨回答しており、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、A社において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録があり所在が判明した7人に照会を行い回答が得られた3人からは、同社からオンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額が支給されていた旨の陳述及び標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料を得ることはできない。

加えて、申立期間にA社で被保険者記録のある同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とほぼ同額で推移していることが確認でき、申立人のみ特に低額となっている状況もうかがえない。

また、オンライン記録において、申立人及び申立期間におけるA社の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額に係る遡及減額訂正等の不自然な処理が行われた事跡は認められない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。